

告示

埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

旧	新	
医療法人社団明日佳 介護老人保健施設プルミエール	医療法人社団明日佳 介護老人保健施設あすかHOUSE 松伏	施設の開設主体及び名称
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩 七百五十二番地一		所在地